

第4章 事業計画（平成18年度～22年度）

今後5年間の重要課題を次の2つとし、県民・企業・民間団体等と連携して積極的に取り組みます。

1 千葉県男女共同参画推進連携会議をはじめとする県民や民間との協働による男女共同参画の促進

2 政策・方針決定過程への女性の参画促進

目標Ⅰ みんながその人らしく生きることができ、みんなで誰をも尊重し合い、自立をはぐくむ社会を目指します

（基本的な課題1） みんなの人権の尊重と侵害の解消

施策の方向	事業名等	事業の内容	担当課名
① 女性と男性の間に生じるあらゆる暴力の根絶	相談事業(一般相談)	DVや子育て、生き方、労働問題など多様な複雑な問題を抱える女性や男性を対象とする相談に対応するため、電話相談を中心とした相談体制の整備・充実を図ります。	男女共同参画課
	専門相談事業	DV被害者の生活再建に向け、法律に関する悩み、心身に関する悩みに答えるため、専門家によるカウンセリングや、弁護士及び精神科医等専門家による相談を定期的に行います。	男女共同参画課
	地域配偶者暴力相談支援センター事業	県内14か所の健康福祉センターを配偶者暴力相談支援センターに指定し、DV専門相談員を配置することにより、被害者の相談支援体制の強化を図ります。	男女共同参画課
	暴力根絶促進事業(男性の電話相談)	DV被害男性への支援や、加害男性の更生に向けた情報提供等のため、男性相談員による「DVに悩む男性のための電話相談」を実施します。	男女共同参画課
	女性に対する暴力に関する広報・啓発	DV問題の解決に向けて被害者が相談しやすい社会づくりが必要であるため、被害者に情報が行き届くよう、複数の方法で継続的に広報を実施し、被害者への相談窓口の周知を図るとともに、県民への啓発を図ります。	男女共同参画課
	女性サポートセンター一時保護	DV被害者である女性やその子ども等の安全を速やかに確保するため、女性サポートセンターにおいて一時保護を行います。	男女共同参画課
	一時保護委託事業	DV被害者や人身取引被害者をより迅速かつ広域的に保護し、早期に自立に向けた支援を実施していくため、厚生労働大臣が定める基準を満たす施設に一時保護業務を委託します。	男女共同参画課

施策の方向	事業名等	事業の内容	担当課名
① 女性と男性の間に生じるあらゆる暴力の根絶	DV被害者生活再建事業	DV被害者の生活再建に向けた保護命令等各種手続きや新たな住居設定、就業支援等に当たり、被害者の希望又は必要に応じて行う同行支援、相談支援等を民間支援団体に委託します。	男女共同参画課
	外国籍DV被害者支援事業	年々増加する外国籍被害者からの相談に対して、法律や制度に対する十分な説明、援助を行うため、通訳を委託するとともに、外国語版のDV啓発リーフレットを作成します。	男女共同参画課
	DV家庭における子ども支援研修	DV家庭における第二の被害者である子どもの安全確保や精神的なケアのため、教育現場で働く教員等を対象に、DV問題の知識の習得、子どもの人権に配慮した支援のあり方について研修を行います。	男女共同参画課
	DV被害者支援に係る民間支援事業	DV被害者の多様な状況に対応するため、支援に取り組む民間団体の連絡会議を開催するとともに、被害者支援に実績のあるNPOにボランティア養成研修を委託します。	男女共同参画課
	DV職務関係者研修事業	DV被害を顕在化し、二次的被害を防止するため、DV施策担当新任職員を対象とする基礎的な研修を実施するとともに、研修機会の少ない地域における研修機会の提供や、少人数でのきめ細かな研修を行います。	男女共同参画課
	DV対応マニュアル作成	DV被害者の発見、通報の積極的な役割が期待されている保健医療機関に対し、DVへの理解と協力を促すため、対応マニュアルを作成し配布します。	男女共同参画課
	家庭等における暴力対策ネットワーク会議	配偶者間の暴力や児童虐待など、家庭等における弱い立場の者に対する暴力の防止及び被害者の速やかな保護を図るため、関係機関・団体の代表者による連携を図ります。	男女共同参画課
	DV被害女性保護支援ネットワーク事業	中核的配偶者暴力相談支援センターが被害者支援の拠点としての機能を果たすために地域の関係各機関との連携が必要であることから、連絡会議や事例検討会議を開催します。	男女共同参画課
	家庭等における暴力対策担当者管理職研修	DV・児童虐待等家庭における暴力対策について早期発見・早期対応が重要なことから、市町村担当部署の管理職クラスの職員を対象とする、DV・児童虐待の問題認識を深め、市町村の自主的取組を促すための研修を実施します。	男女共同参画課、 児童家庭課
	暴力根絶促進事業(暴力と向き合う教育講座)	DV被害者の安全と安心を確保するため、DV加害者を対象とする教育プログラムとして「暴力と向き合う教育講座」を実施します。	男女共同参画課

施策の方向	事業名等	事業の内容	担当課名
① 女性と男性の間に生じるあらゆる暴力の根絶	暴力根絶促進事業(若者のためのDV予防セミナー)	男女平等に関する教育及びDV予防教育の一環として、高等学校等に対して外部講師を派遣し、DV予防に向けたセミナーを実施します。	男女共同参画課
	千葉県男女共同参画苦情処理委員の設置	県の男女共同参画に関する施策やDV被害者保護に当たる県職員の職務執行に関する苦情等を適切に処理するため、苦情処理機関を設置します。	男女共同参画課
	社会福祉審議会社会的養護検討部会	社会的資源のあり方、児童虐待死亡事例の検証、児童虐待防止調査研究や家族関係支援調整プログラム調査研究などを行う委員会において、児童虐待防止のための抜本的対策を検討します。	児童家庭課
	児童虐待セーフティネット推進事業	児童虐待の未然防止、早期発見・対応、被虐待児童(及び保護者等)へのケア等のため、児童相談所の体制整備、市町村への支援、関係機関との連携強化など児童虐待防止に係る総合的な施策を推進します。	児童家庭課
	児童虐待対応体制緊急整備事業	専門的人材の確保が困難な市町村への専門家派遣によるネットワーク機能の強化、乳幼児に対する虐待予防のための保健師を対象とした研修の実施、虐待に悩む母親の治療的グループを実施するための指導者養成、児童相談所の虐待対応システムの抜本的見直し等を実施します。	児童家庭課
	一時保護所児童処遇改善促進事業	被虐待児の一時保護が増加している児童相談所の一時保護所へ非常勤の心理療法担当職員を配置することにより、児童虐待等により一時保護された児童への心理的ケアを充実するとともに、一時保護所における被虐待児童の心理的治療方法等についての検討を行います。	児童家庭課
	被虐待児等訪問心理療法等事業	被虐待児童等への心理的ケアに対応するため、民間児童福祉施設のうち、心理療法担当職員が不足している施設を対象に児童相談所心理療法担当職員が施設入所児童への訪問カウンセリングを行います。	児童家庭課
	被虐待児童等へのグループ指導事業	被虐待児童や虐待を行った保護者への心理的ケアは、虐待の再発防止、被虐待児童の心身の健全な発達のために欠くことのできないものであるため、精神科医、心理療法担当職員等によるグループ指導を通じて、児童の心理的安定を図るとともに、健全育成を促進します。	児童家庭課
	保護者カウンセリング強化事業	虐待を受けた児童の最善の利益を図るために家族の再統合を目指した積極的な指導が求められていることから、児童虐待を行う保護者への指導を効果的に行うため、児童福祉司、心理判定員等による指導に加え、精神科等の医師の協力を得て、保護者の抱える心の問題等へのカウンセリング、指導を行います。	児童家庭課

施策の方向	事業名等	事業の内容	担当課名
① 女性と男性の間に生じるあらゆる暴力の根絶	NPOパワーアップ補助金	DV被害者保護など様々な事業を行うNPOの自立を促進し、組織基盤の強化を図る取組や地域への浸透や連携に向けた取組などを奨励するため補助金を交付します。	NPO活動推進課
	青少年相談員の活動促進	若年層における性非行防止などに関する啓発及び相談等の推進を図ります。	県民生活課
	非行防止のための啓発		
	有害図書等の規制の強化	青少年の健全育成の観点から、青少年健全育成条例に基づいた有害図書等の規制の強化を推進します。	県民生活課
	被害者支援活動の促進事業	犯罪による被害者等への適切な対応や、きめ細やかな被害者支援のため、「被害者対応マニュアル」を作成し、犯罪による被害者等と直接接する関係者の知識や技術の向上を図ります。また、相談窓口等を一括掲載したパンフレットや、被害者支援の啓発用ポスターを作成し、犯罪被害者等に対する支援を促進します。	県民生活課
	警察官の計画的な増員と優れた捜査官の育成	警察官を計画的に増員し、警察官の業務負担を緩和するとともに、刑事任用専科入校卒を拡大し、複雑・多様化する犯罪に迅速・的確に対応できる捜査官を育成します。	警)警務課
	関係機関の連携による相談者の身辺保護の徹底	DV被害女性の一時保護を女性サポートセンター等に依頼するほか、裁判所からの保護命令に対して、被害者に対する連絡や相手方に対する指導警告を行います。また、県外居住者に対しては、他県警察に対する共助依頼を実施するなど相談者に対する二次的被害防止対策を実施します。	警)生活安全総務課
	外国人女性に関する人の密輸(トラフィッキング)等の対策の徹底による人身売買組織の排除	被害女性を保護し、人身売買罪など各種法令を駆使して、悪質な雇用主、ブローカー等の組織が介在する事案を重点的に取り締めます。	警)風俗保安課
	風俗環境の浄化及び悪質営業店の排除	風俗環境の浄化のために、違法風俗店や暴力団が介在する売春事犯、ピンクビラ、客引き、有害業務への職業紹介、勧誘等を取り締めます。	警)風俗保安課
	児童買春等事犯の取締りの強化	携帯電話やインターネットの普及により、出会い系サイトを利用した児童買春事犯が増加しているため、関係法令を駆使した取締りを強化するとともに、被害児童に対しては少年センター職員等による立直り支援対策活動を推進します。	警)少年課
	被害の潜在化防止と二次的被害防止・軽減のための女性警察官の性犯罪捜査指定捜査員への指定と被害者対策教育の実施	性犯罪の潜在化の防止を図るとともに、捜査過程における性犯罪被害者の二次的被害等を軽減し、より適切な性犯罪捜査等を推進します。(女性警察官をはじめ、性犯罪指定捜査員に対する教養を積み重ね、事件対応要領のレベルアップを図る等女性被害者に配慮した適切な捜査を推進します。)	警)刑事総務課

施策の方向	事業名等	事業の内容	担当課名
② 性に起因する人権侵害を許さない社会環境づくり	男女共同参画に関する情報収集・提供事業	男女共同参画についての理解を深めるため、ちば県民共生センターにおいて、各種情報の提供を行うとともに、学習関係の相談に応じ、男女共同参画を含む人権等についての学習機会の充実を図ります。	男女共同参画課
	相談事業(専門相談)	女性の抱える様々な問題のうち、一般相談では対応が困難な、より専門的な相談に対応するため、専門的な視点から問題解決の手助けを行う専門相談窓口を設置します。	男女共同参画課
	講師派遣	男女共同参画についての理解を深めるため、教職員に対する研修をはじめ、市町村や企業、各種団体などの依頼により、県職員を講師として派遣します。	男女共同参画課
	人身取引問題に関する社会啓発・広報事業	人身取引をなくすために、人身取引問題を考えるシンポジウムの開催や、人身取引防止啓発リーフレットの配布等を行います。	男女共同参画課
	人身取引問題に関する関係国における情報交換事業	保護した人身取引被害者に適切なケアを行うため、母国の生活実態・文化・習慣等の情報交換等を、被害者の関係国に職員を派遣して行います。	男女共同参画課
	千葉県人権センターを中心とした民間団体等との連携強化とメディア等の活用による啓発活動の促進	人権問題に関する民間団体との連携を強化するため、運営補助や主催事業への助成を行います。また、テレビ・ラジオ等のメディアを利用して、人権週間を中心とした啓発活動を実施します。	健康福祉政策課
	人権保障に関する条約・法令についての広報	様々な人権問題について、家庭・学校・職場・地域社会等で学習できるように、国連での取組や現在の人権の状況について解説した啓発資料を作成し、配布します。また、県ホームページを活用した広報を実施します。	健康福祉政策課
	各種媒体を活用した男女共同参画に関する情報の提供	県民の人権問題に対する正しい理解と認識を深め、人権尊重意識の高揚を図るため、人権週間(12月4日から12月10日)を中心に、テレビ・ラジオ等のメディアを利用して情報提供を実施します。	健康福祉政策課
	人権尊重意識の醸成のための啓発活動の強化促進	県民の人権尊重の意識を高めるために、テレビ・ラジオを通じた啓発活動を実施するとともに、県ホームページを活用して、人権施策の周知を図ります。また、人権啓発を促進するための啓発資料を作成し、人権問題講演会等イベント会場で広く県民・企業等に配布します。	健康福祉政策課
	男女雇用機会均等法の周知徹底	男女雇用機会均等法の趣旨が徹底されるよう、広報誌「労政ちば」等に掲載し、広報・啓発を実施します。	雇用労働課
	警察官の計画的な増員と優れた捜査官の育成(再掲:92P)	警察官を計画的に増員し、警察官の業務負担を緩和するとともに、刑事任用専科入校枠を拡大し、複雑・多様化する犯罪に迅速・的確に対応できる捜査官を育成します。	警)警務課

施策の方向	事業名等	事業の内容	担当課名
② 性に起因する人権侵害を許さない社会環境づくり	関係機関の連携による相談者の身辺保護の徹底 (再掲:92P)	DV被害女性の一時保護を女性サポートセンター等に依頼するほか、裁判所からの保護命令に対して、被害者に対する連絡や相手方に対する指導警告を行います。また、県外居住者に対しては、他県警察に対する共助依頼を実施するなど相談者に対する二次的被害防止対策を実施します。	警)生活安全総務課
	外国人女性に関する人の密輸(トラフィッキング)等の対策の徹底による人身売買組織の排除 (再掲:92P)	被害女性を保護し、人身売買罪など各種法令を駆使して、悪質な雇用主、ブローカー等の組織が介在する事案を重点的に取り締まります。	警)風俗保安課
	風俗環境の浄化及び悪質営業店の排除 (再掲:92P)	風俗環境の浄化のために、違法風俗店や暴力団が介在する売春事犯、ピンクビラ、客引き、有害業務への職業紹介、勧誘等を取り締まります。	警)風俗保安課
	少年を取り巻く有害環境浄化対策の推進	女性に対する暴力を誘引する有害環境を浄化するための事業に取り組みます。	警)少年課
	児童買春等事犯の取締りの強化 (再掲:92P)	携帯電話やインターネットの普及により、出会い系サイトを利用した児童買春事犯が増加しているため、関係法令を駆使した取締りを強化するとともに、被害児童に対しては少年センター職員等による立直り支援対策活動を推進します。	警)少年課
③ マスメディアにおける女性の人権への十分な配慮	男女共同参画セミナーの開催	男女共同参画社会の形成に向け、ちば県民共生センターにおいて各種講座を開催します。	男女共同参画課
	庁内における研修会の開催	男女共同参画の視点について、「広報推進委員会」を活用して庁内各課等に改めて意識の啓発を図るため、関係課と連携して研修を行います。	男女共同参画課、報道監
	少年を取り巻く有害環境浄化対策の推進 (再掲:同P)	女性に対する暴力を誘引する有害環境を浄化するための事業に取り組みます。	警)少年課
	インターネットを利用した犯罪の取締り強化とサイバー犯罪被害防止にかかわる広報啓発活動の推進	インターネット上で女性の人権に対する侵害が行われないよう取締りを強化し、被害を未然に防止します。	警)生活経済課
	インターネット上の違法情報に関する取締り強化	女性蔑視等が含まれる差別意識に基づいた違法情報の取締りを強化することにより、男女差別意識の解消を側面から支援します。	警)生活経済課
	情報の受け手が情報を主体的に選別、判断できるための能力の育成と、家庭教育・学校教育・社会教育などの生涯にわたる教育・学習の充実を図ります。		(関係各課)
④ 防災(災害復興を含む)等における女性の人権への十分な配慮	地域防災計画等の整備	地域防災計画・マニュアル等における男女共同参画の視点の位置付けを行います。	男女共同参画課、消防地震防災課
	地域コミュニティにおける防災活動についても、男女共同参画の視点から固定的な性別役割分担意識の見直しや、方針決定過程及び活動への女性の参画を促進し、女性リーダーの育成を図ります。		(関係各課)